

災害による減免に関する調書

年 月 日

住所	
フリガナ	
氏名	
連絡先	

損害の原因	損害年月日	年 月 日
-------	-------	-------

1 住宅・家財の損失額の計算

住宅の種類	住宅・その他 ()	住宅・その他 ()			
住宅の区分	平屋・二階建・その他 ()	平屋・二階建・その他 ()			
住宅の構造	木造・鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート・鉄骨造 その他 ()	木造・鉄骨鉄筋コンクリート 鉄筋コンクリート・鉄骨造 その他 ()			
住宅の取得年月	年 月	年 月			
住宅の床面積	m ²	m ²			
被害の区分	全壊・流出・埋没 倒壊・大規模半壊・半壊 準半壊・一部損壊 床上浸水 (cm)・床下	全壊・流出・埋没 倒壊・大規模半壊・半壊 準半壊・一部損壊 床上浸水 (cm)・床下			
浸水時間	24 時間以上・24 時間未満	24 時間以上・24 時間未満			
土砂 (海水) の流入	有 ・ 無	有 ・ 無			
住宅の損失額	(1) 固定資産税に係る評価が明らかな場合 直近の固定資産 (家屋) の価格	①	円	円	
	(2) (1) 以外の場合 住宅の取得価格	②	円	円	
	《減価償却費の計算》 ②×0.9×償却率 ()×経過年数 (年 ※)	③	円	円	
	被災直前の時価相当額 ((①又は②-③))	④	円	円	
	時価相当額 (④×被害割合 (%))	⑤	円	円	
	保険金などで補填される金額	⑥	円	円	
	差引損失額 (⑤ - ⑥)	⑦	円	円	
家財の損失額	(1) 取得価額等が明らかな場合 家財の時価の合計額 (別紙から転記)	⑧	円	円	
	(2) (1) 以外の場合	家族構成別家財評価額 (世帯主の年齢: 歳: 夫婦・独身)	⑨	円	円
		生計を一にする親族による加算額 大人(18歳以上の者)1人につき 1,300,000 円 子ども(18歳未満の者)1人につき 800,000 円	⑩	大人 1,300,000 円 × _____人 = _____円 子ども 800,000 円 × _____人 = _____円	円
		被災直前の時価相当額 (⑨+⑩)	⑪	円	円
		時価相当額 (⑧又は⑪)×被害割合 (%)	⑫	円	円
		保険金などで補填される金額	⑬	円	円
		差引損失額 (⑫ - ⑬)	⑭	円	円
	差引損失額の合計 (⑦ + ⑭)	⑮	円	円	

※ 経過年数に、6月以上の端数がある場合は1年とし、6月に満たない場合は切り捨てます。

2 災害関連支出額の計算

(1) 支出内訳

原状回復のため の支出	区分	支払先の 名称・所在地等	工事 内容	支払 年月日	支払金額	支 払 金 額 の 内 訳			原状回復の ための支出額 A (ア+イ×30%)
						ア 原状回復 のための支 出の金額	イ 資本的支 出の金額	ウ アとイの 区分が困難 な金額	
	住宅・ 家財				円	円	円	円	円
	住宅・ 家財				円	円	円	円	円
	住宅・ 家財				円	円	円	円	円
	住宅・ 家財				円	円	円	円	円
	住宅・ 家財				円	円	円	円	円
	合 計					円	円	円	円
取 壊 、 除 去 等 の 費 用 に 係 る 支 出	区分	支払先の 名称・所在地等	工事 内容	支払 年月日	支払金額 B	【備考】			
	住宅・ 家財				円				
	住宅・ 家財				円				
	住宅・ 家財				円				
	住宅・ 家財				円				
	住宅・ 家財				円				
	合 計					円			

(2) 災害関連支出額の計算

区 分		住 宅	家 財	合 計 C
損 害 額 〔「1 住宅・家財の損失額の計算」中⑤、⑫の金額 を「住宅」「家財」の欄にそれぞれ記入します。〕	⑬	円	円	円
原状回復のための支出額 (2(1)のA欄の区分ごとの金額)	⑭			
⑬と⑭のいずれか大きい方の金額	⑮			
⑮から差引く保険金等で補填される金額 (⑮の金額を超える場合は⑮の金額)	⑯	()	()	()
⑮ - ⑯	⑰			
原状回復に係る災害関連支出の金額 (⑰-⑮)・(赤字の時は0、⑰の金額を限度)	⑱			
取壊、除去等の費用の合計額 (2(1)のB欄の区分ごとの金額)	⑲			
⑲から差引く保険金等で補填される金額 (⑲の金額を超える場合は⑲の金額)	⑳	()	()	()
⑲ - ⑳	㉑			
災害関連支出額 (㉑ + ㉒)	㉓			

3 「損害の程度（静岡市税条例施行規則第6条第8号に定めるもの）」の計算

(1) 住宅と家財に被害を受け、住宅の損失額に関し、固定資産税に係る評価を用いる場合

損失額（ ⑦ + ⑭ ）	⑳	
被害を受ける前の財産の価額（ ① + ⑧又は⑪ ）	㉑	
損害割合（ ㉐ / ㉑ ）	㉒	

(2) 住宅と家財に被害を受け、住宅の損失額に関し、住宅の取得価格を用いる場合

損失額（ ⑦ + ⑭ ）	㉓	
被害を受ける前の財産の価額（ ②-③ + ⑧又は⑪ ）	㉔	
損害割合（ ㉓ / ㉔ ）	㉕	

(3) 家財のみの場合

損失額（ ⑭ ）	㉖	
被害を受ける前の財産の価額（ ⑧又は⑪ ）	㉗	
損害割合（ ㉖ / ㉗ ）	㉘	